

階)、市政窓口、市内指定金融機関へ
※加入できるコースや会費など詳しくは各家庭に配布した加入申込書付パンフレットをご覧ください。

☎道路交通課☎内線2883

税金

確定申告はお早めに!

国税庁ホームページHP<http://www.nta.go.jp/>の「確定申告書等作成コーナー」で、所得税などの申告書を作成・印刷し、税務署に郵送などで提出できます。また、作成したデータは、「e-Tax (国税電子申告・納税システム)」を利用して提出できます。

☎所得税・贈与税=3月15日(金)まで、個人事業者の消費税および地方消費税=4月1日(月)まで

◆自宅で申告書様式を入手できます

同庁ホームページでは、税務手続きに使える申請・届出書様式を掲載しています。

◆税理士による無料申告相談

△小規模納税者の所得税・消費税、年金受給者・給与所得者の所得税の申告(土地、建物、株式などの譲渡所得のある場合を除く)

☎2月6日(水)~8日(金)午前9時30分~11時、午後1時~3時

☎市役所第二庁舎4階

※自家用車での来場はご遠慮ください。

☎武蔵野税務署☎0422-53-1311

平成25年度市民税・都民税は期限内に申告を

申告が必要と思われる方へ、2月8日(金)ごろに「市民税・都民税申告書」と「申告の手引き」を送付します。

☎2月18日(月)~3月15日(金)午前9時~午後4時30分(土・日曜日を除く)

☎市役所第二庁舎4階、市政窓口

☎平成25年度市民税・都民税申告書、平成24年中の収入を確認できるもの(源泉徴収票、支払調書など)、平成24年中に支払った金額を確認できる控除証明書など

※医療費、生命保険料、地震保険料、旧長期損害保険料、国民年金保険料、雑損、寄附金について申告をして控除を受ける場合は、支払額の分かる証明書または領収書を持参。

◆申告が必要な方

- ◇1月1日現在、市内在住で、
- ①平成24年中に収入のあった方
- ②市外に居住している人の税法上の扶養親族になっている方
- ③収入がなく、誰の扶養親族にもならない方

◇三鷹市内に事務所・事業所・家屋敷がある市外在住の方

◆下記のいずれかに該当する方は申告は

不要です

- ①所得税の確定申告をする方
- ②平成24年中の収入が給与のみで、勤務先が「平成24年分給与支払報告書」を市へ提出している方

- ③平成24年中の収入が公的年金等のみで、支払者が「平成24年分公的年金等支払報告書」を市へ提出している方
- ④市内に居住している人の税法上の扶養親族であり、かつ平成24年中の合計所得金額が35万円以下の方

※②③に該当する方でも、所得金額や控除金額が給与(公的年金等)支払報告書の内容と異なる場合には申告書の提出が必要です。特に扶養控除・寡婦(夫)控除・社会保険料控除などの適用を受ける場合は必ず申告してください。

◆郵送による申告ができます

①源泉徴収票など収入および所得控除の金額を確認できる書類(原本)を添付でき、医療費控除がない方、②非課税所得のみの方または収入がない方、③市外に居住している人の税法上の扶養親族となっている方は「〒181-8555市民税課」へ郵送で申告書を提出できます。

◆税理士による申告相談

△確定申告書A様式(給与所得・公的年金などの雑所得・配当所得・一時所得だけで予定納税額のない方)で、住宅借入金等特別控除がない方

※譲渡所得がある方は税務署でご相談ください。

☎2月18日(月)~3月15日(金)午前9時~11時、午後1時~3時(土・日曜日を除く)

☎市役所第二庁舎4階

☎印鑑、平成24年中の収入などが確認できる書類や控除のための領収書など

☎期間中会場へ

※会場は大変混雑する場合があります。

☎市民税課☎内線2342

2月28日(木)は固定資産税・都市計画税(第4期)の納期です

納期内納付にご協力ください。市税を未納のままにすると延滞金が加算されます。特別な事情で納期内に納付が困難な場合は、納税課(市役所2階25番窓口)へご相談ください。

納税には、便利な口座振替のほか、コンビニエンスストアやペイジーマーク付きATMも利用できます。

☎同課☎内線2426(納税相談)・☎内線2417(口座振替)

固定資産税・都市計画税の減免

- ①相続税のため物納された固定資産、
- ②震災、風水害、火災などにより被害を受けた固定資産、
- ③国や市などが無償で借り受けまたは譲渡を受けた固定資産などは、申請により固定資産税・都市計画税の減免を受けられます(事由が生じた後に納期限が到来するものが対象)。

☎納期限の7日前までに所定の書面を資産税課(市役所2階28番窓口)へ

☎同課☎内線2363

臨時納税相談窓口を開設します

平日の夜間、土・日曜日に臨時納税相談窓口を開設します。同日程で電話相談も行います。

☎2月14日(木)~24日(日)の平日午後5時~7時30分、土・日曜日午前9時~午後5時
☎納税課(市役所2階25番窓口)・保険課(市役所1階9番窓口)

※庁舎南側スロープ下の地下1階警備室からお入りください。

◆相談・当日納付(納入)できる窓口と税目

①納税課=市民税・都民税(普通徴収・特別徴収)、固定資産税(償却資産分含む)・都市計画税、軽自動車税、法人市民税、②保険課=国民健康保険税、後期高齢者医療保険料

☎納税課☎内線2422、保険課☎内線2390

※市職員と偽った電話や訪問が発生しています。職員は訪問時に顔写真付きの「徴税吏員証」を携帯しています。不審な場合は納税課へご連絡ください。

年金 国保・年金

国民年金保険料の口座振替による前納割引

国民年金保険料を口座振替で前納すると、納付書で前納するより割引額が多くなりお得です(平成24年度分の口座振替1年前納割引額3,770円)。25年度分からの前納を希望する方は、2月28日(木)までに口座をお持ちの金融機関、郵便局または年金事務所です手続きをください。

☎年金手帳または納付書、口座の内容が分かるものとその口座の届出印

☎武蔵野年金事務所☎0422-56-1411、三鷹市市民課☎内線2394

国民健康保険税仮徴収開始通知書を発送します

世帯主を含む全ての加入者が65~74歳の世帯の国民健康保険税は原則、年金からの特別徴収となっています。4月以降も引き続き年金からの特別徴収となる世帯には、2月18日(月)に仮徴収開始通知書をお送りしますのでご確認ください。

なお、年金からの特別徴収を口座振替に切り替える場合は、申請が必要です。6月以降の年金の切り替え申請期限は、3月29日(金)です。

☎保険課☎内線2382

子育て・教育

届きましたか? 就学通知書「進路予定調査票」を返送してください

平成25年度小・中学校入学予定者の

保護者に「就学通知書」を郵送しました。同封した「進路予定調査票」(はがき)に必要事項を記入し、プライバシー保護シールを貼って2月7日(木)までに必ず返送してください。

私立・都立・国立の小・中学校へ入学する方は、「進路予定調査票」に「入学承諾書(入学許可書)」の原本を添えて、持参または郵送で「〒181-8505学務課」(教育センター1階)へ提出してください。※①就学通知書が届かないとき、②病气、そのほかの理由で入学を遅らせたいとき、③二重国籍を持つお子さんと外国人学校に就学を希望するとき、④お子さんの就学に関して、心身の障がいなど課題や心配事があるとき、⑤指定校以外の学校への就学を特に希望するときは同課へご連絡ください。

☎同課☎内線3234

認可保育園第1次選考の内定者公表と2次募集

◆4月1日入園内定者の公表

第1次選考の内定結果を、2月8日(金)に郵送します(電話での問い合わせ不可)。

△一斉受付期間中(平成24年11月30日~12月6日)に申し込んだ方

◆2次募集の受け付け

各保育園の2次募集状況を、2月8日(金)から子ども育成課(市役所4階45番窓口)に掲示します。募集状況は日々変わりますので、希望園の変更などをする方は必ず確認してください。

△一斉受付期間中に申し込み済みで希望園の変更をする方、新たに新年度入園を申し込む方

☎2月22日(金)午後5時までに、直接同課へ(土・日曜日、祝日を除く)

※第1次選考で内定しなかった方は、希望園で追加募集があった場合に自動的に2次募集の対象になるため、申し込みは不要です。

※2次募集の内定結果は、3月12日(火)に郵送します(電話での問い合わせ不可)。

☎同課☎内線2731

中学校を卒業していない方のために

世田谷区立三宿中学校夜間学級の生徒を募集中です。日本語を習得していない方のために日本語学級を開設しています。

△15歳以上の小・中学校を卒業していない方(年齢・国籍不問)

☎同校夜間学級☎03-3424-5255へ

児童手当を振り込みます

2月8日(金)に、平成24年10月~25年1月分を指定預金口座に振り込みます。振り込まれない方は、現況届の提出が確認できていない場合がありますので、子育て支援課までお問い合わせください。

※利用金融機関によっては、入金が遅れる場合があります。

☎同課☎内線2753

健康コラム 「根面むし歯」を知っていますか?

歯は一つの部分に大別されます。一つはエナメル質に覆われていて歯茎から上に出ている部分で歯冠といわれます。もう一つは、通常では歯茎の中(歯槽骨の中)に埋まっております。表面を硬いエナメル質ではなく弱いセメント質で覆われている部分(歯の付け根)で歯根といわれます。この弱い歯根の部分にできるむし歯を「根面むし歯」といいます。

根面むし歯は歯周病、間違った歯磨き、食い縛り、歯ぎしり、加齢による歯肉の退縮歯茎が下がることが原因で露出した歯根部分に発生します。外に露出した歯根はエナメル質に覆われた歯冠と比べて軟らかいため、とてもむし歯になりやすく進行も早いのです。エナメル質の場合、表面が白く濁った程度の初期のむし歯であれば歯ブラシやフッ素の使用により再石灰化が期待できます。しかし、歯根の部分がむし歯になった場合はほとんど再石灰化が期待できず、さらに、歯の付け根のため発見が遅れる場合が多く、突然根元から折れてしまうこともしばしば見受けられます。また、降圧剤や利尿剤など唾液の分泌減少を起こす薬物を服用している場合などは、唾液による口腔の防御機能の低下が起こり、より根面むし歯になりやすい環境になっています。

根面むし歯の治療は、歯の付け根、時には歯茎の下にむし歯が及ぶため、削る器具が到達しにくくとても難しい処置になります。さらに、神経に近いため神経の処置が必要になる場合もあります。一番の予防法は、やはりブラークコントロールによる歯垢除去です。歯茎が下がった歯と歯が隣り合った歯間部は食べかすが詰まりやすく、歯垢が付着しやすい格好の場所です。そのため、歯ブラシだけではなく歯間ブラシやデンタルフロスの併用が必要になります。自分では発見しにくい根面むし歯を防ぐには、普段からの口腔ケアと定期的な歯科医院でのチェックが重要です。

☎三鷹市歯科医師会 ☎0422-4512715